

# ドイツ中世盛期の recht 「法・正義」への信仰

尾野 照 治

## I.

ドイツ語圏に限らずヨーロッパ全体において、「すべての法は神に由来する」というのは、中世に共通の考え方であった。神こそが正義を定め公正に法を司るので、法はすべての人を超越する最高存在であると考えられた。そのことはまた、『ザクセン法鑑』(Sachsenspiegel)<sup>1</sup>の序文で、「神自身が法であるゆえ、法は神の嘉するものである」と記されている。まだ自然法と実定法の明確な区別がなされていなかった時代のことである。時間も空間も超越して妥当性を有する自然法は人類普遍の法であって、その思想の流れは古代ギリシャに源を発すると言われる。自然法に永遠性を付与している礎は、古代においては万物の永遠不変の本質、中世においては神の意志、近代においては人間の理性とされる。即ち自然法は絶対的な法、実定法は特定の条件下でのみ相対的に妥当する法とされてきた。しかし自然法は、ただそれだけでは具体的な実効性を有さず、実定法の中に有機的に組み込まれて初めて、偉大な効力を発揮できた。中世の法は一般に、「聖なる法」と称される。それは人間が「定めた」ものではなく、ただ「見出した」ものであり、法と正義の両者に通低しているものが、「神の正義」への信仰に依存しているからである。法は古代から連綿と続く伝承の中に広く深く根を張り、それぞれの時代の偉人・賢人たちの大胆緻密な記憶の中で、少しずつ変容しながらそこに留まり、更にそれは決して絶えることなく子孫代々に受け継がれていった。

それゆえ、どれほど革新的と思われる新しい法が構成されても、古い法を焼き直したものであるという印象を完全に免れることはできなかった。その経緯について、Sachsenspiegelの序文は次のように述べている：「この法は私自身が考え出したものではない。偉大な祖先によって昔から今の私たちに伝承されたものだ<sup>2</sup>」。このような法観念は、いつの時代にも大きな効力を発揮したのではあるが、しかし宗教（神）に根拠を置く法の理念と、実生活に密着する法の実践との間には、時代を追って必然的に増大していく乖離が生じていった。その乖離を埋めるため、国王や領主が交代するたびに新しい法が制定されたので、数多くの法典が編纂されることになった（たとえば皇帝勅令、ラント平和令、レーン法、君侯特権状、家人法、都市法、荘園法等）。中世においては「裁きを行う」ことと「平和を守る」ことが、支配者の当然果たすべき最大の義務とされた。支配者がこの義務を果たせないか怠る場合には、当然ながら全領国・領土が激しく荒廃することとなった<sup>3</sup>。西暦1200年頃に生じたそのような不幸な状況を、ドイツ中世最大の抒情詩人ヴァルター（Walther von der Vogelweide）は、彼の有名な詩の一節で嘆いている：「但し、生き物たちは一つの分別を備えている。もしも厳格な裁きを行わないなら、駄目になってしまうと彼らには思えるのだ。それゆえ、生き物たちは王と法を選び、主従の関係を定めている<sup>4</sup>」。1197年に皇帝ハインリヒ6世の亡き後、翌年7月にはオットーが、英国王・仏国王・デンマーク王ならびにローマ法王の支持を受けて、アーハンで皇帝戴冠式を執り行った。それに対抗して同年9月にフィリップは、多くのドイツ諸侯とシュタウフェン家に推挙されて、マインツで皇帝戴冠式を挙行した。二人の皇帝が並び立つという、混沌とした政治・社会情勢を目の当たりにした詩人は、生き物たちの世界の強固な秩序を見倣うよう、人々に強く訴えかけた。人間の世界と同様に、他の生き物たちの世界においても絶えず闘争が行われているが、しかし生き物たちは賢明にも、自らの法秩序を定めその中で堅実に生きている。ヴァル

ターはこの政治詩によって、秩序ある社会を維持するためには他の生き物たちと同じように、平和な法秩序の構築が不可欠であることを教える。

ヴァルターから数十年後、イタリア人聖職者トマズイン (Thomasin von Zirklære)<sup>5</sup> も、ドイツの騎士たちの理想的な教育のために書き著した『異国の客』で、秩序正しい生活を守るためには、法が不可欠であることを述べている：「他の何にも増して、法は万事の尺度であり、秤であり数である。法がなければ誰一人平和に暮らすことはできない」<sup>6</sup>。『異国の客』の「第九の書」で、王侯や領主は法・正義の求めるところに従い、裁きにおいては貧しい人々と富裕な人々を、決して差別しないようにと厳しく警告する。不公正な裁きが横行していたことに対する警鐘と解してよい。

ドイツ中世盛期（特に 12、13 世紀）に、多くの詩人たちがその作品の中で、法・正義を求める騎士たちを描き出す。しかし、それらの作品の中で、法・正義を明確に定義して具体化した詩人は、多分トマズインを除いて他にはいない。このイタリア人は、ドイツ語で著した『異国の客』の「第九の書」を、法・正義の具体的な説明に当てている。この書は七つの節から成る。第一節は、執筆するトマズイン自身とそこで用いられる羽ペンとの、皮肉の加味された対話である。詩人は、宮廷で貴婦人や騎士を眺めながらロマンを詩作するよりも、その楽しい仕事を諦めてさながら庵の隠者のごとく、貴婦人や騎士たちのためにもっと役に立つ生き方を思索し執筆しようと決心する。詩人は羽ペンに助けられながら、「第一の書」から「第八の書」まで、*stæte*（揺るがぬ心）と *unstæte*（心変わり）、*māze*（節度）と *unmāze*（節度の無さ）を中心に扱ってきた。*stæte* と *māze* は姉妹であり、同じ一つの *tugent*（徳操）の子である。その姉妹の兄が *recht*（法・正義）であり、詩人は「第九の書」では、この *recht* について詳細に説くことを宣言。正義が心の外で不正に陥ることのないよう、心の内で正義について書いて欲しいと、羽ペンに指導と協力を仰ぐ。

この論考では、作品の内容を極力損なわぬように努めながら、単なる翻訳ではなく分かりやすい解釈と説明を試みる。現代の識者の誰もが、当時の知識人の思考法や世界観を、容易に興味深く追体験できるようにするためである。当時のドイツの騎士階級に欠けていたものは何か、理想の騎士に成長するためにはどのように生きるべきであったか。今となっては想像するしかない当時の詩人と騎士の心的構造を、この作品によって明白に窺うことができると確信する。13世紀前半のドイツ語圏の知識人が考えたことと、現代の我々が思考することとの間に、どのような差異があるかということも、広く感じ取ることができる。しかし、現在から約800年を遡る時間と、わが国から大きな空間の隔たりのあるこの作品は、邦訳どころか現代ドイツ語訳すらいまだに刊行されていない。ドイツ人研究者たちにとって、解釈に困難を感じずの箇所が少ないことの証左である。それにもかかわらず、敢えてこの作品の解釈と説明を試みるのは、ドイツ中世を深く理解するために、この作品がいかに重要であるかを強く訴えたいからである。

## II.

第二節で詩人は、獅子と鷲の比喻を巧みに用いて、支配者のあるべき姿と心構えを説く。騎士は自ら携える楯に、三頭の獅子と半身の鷲を描いてはならぬ。一頭の獅子なら過不足なき秀でた心ばえを表すが、三頭の獅子は思い上がりの心を意味する。他方、欠けることなき全身の鷲は名誉の象徴になるが、半身の鷲は名誉からの脱落を表す。それゆえ支配者は自分の心の中に、一頭の獅子の心と全身の鷲の心を持つべきである。「高き心ばえ」と「思い上がりの心」の間には埋められない大きな差異がある。高邁な心を持つ人は本来自分が行うべきことを、正義に従って見事に完遂するが、思い上がりの心を持った人は、本来なすべき正当な権利がないにもかかわらず、多くのこ

とに手を出す。前述の通り、正義・法は常に万事の尺度であり、秤であり数である。正義に拠らずに健やかに生きていくことは、誰にもできない。泥棒でさえも、正義に拠らずに生きていくことはできない。泥棒の仲間どうして盗品を分け合う際に、ずるい分け方をしようとすれば他の仲間が文句を言う。泥棒でさえも、不当に獲得した物を正義に従って正しく平等に分け合うのだ。盗むという不当な行為をなした者でも、結局は正しく振舞いたがる。人が獅子を連れ歩くとき、犬と一緒に連れていくというやり方も、正義に従う行動の手本になる。犬が不当な行動をすると、飼い主はその犬をぶつ。それを見て獅子は、なすべき正しい振る舞いを教えられる。

支配者もこの獅子と同じように、心邪な人にどのような苦しみが起こるかを見ることによって、神に仕えるべきことを学ぶ。つまり家来を支配している自分を、神はもっと強く支配しているという真理を悟る。すると神の裁き、すなわち最後の審判を恐れざるを得ない。支配者を選ぶときは、神を畏敬する支配者にすべきだ。神を恐れるということは、支配者が父母を敬い家来たちに教えを垂れることである。それはまた、人が自分の仲間を愛し、神の意志に背くことのないよう主人の命令を実行し、同胞たちと幸せに暮らすのを望むことである。神を恐れるすべを心得ている人は、当然ながら神同様に、哀れな人々に憐れみの心を抱く。

Dem armen sol werren niht  
 sîn armuot ame geriht,  
 dem richen ouch niht helfen sol  
 sîn richtuom, swer wil rihten wol.<sup>4</sup>

[もし人が見事に裁こうと思うなら、法廷においては、貧しさが貧乏人の妨げになることがあってはならぬし、また富裕が金持ちの助けとなることがあってもならぬ。]

支配者は裁きの場において、貧乏人も金持ちも平等に扱わなければならない。それゆえ自らの中に、全身の驚の心を持つべきだ。半身の驚は塔の上から投げ落とされると、自分の力で元に戻ることはできない。それは人が足を失えば、倒れて歩けないのと同様である。支配者は完全に両翼を持ちながら、不平等な判決を携えて裁きの場へ飛んでいくことのないように留意せよ。支配者、百姓、下僕は、それぞれが自分の正義を持たねばならぬ。支配者は当然ながら、貧乏人と金持ちが彼らの正義を完全に持てるように振る舞うものだ。憐れみや怒りを面に出して見せるようでは、支配者として不適格である。特に裁きの場では、そのような心情を他の人に感じ取られてはならない。これは裁きの教えるところである。

見事な裁きをしようと望むなら、貧乏が貧乏人の妨げにならぬように、またそれと同様に豊かさが金持ちの助けとならぬように、常日頃から心がけなければならない。しかし実際には、正義をかなぐり捨てて不正を求めるようにと、支配者を誘惑する原因が数多く見られる。そのとき支配者は、左右がバランスよく羽ばたく両翼を持たず、さながら半身驚のように片側に倒れ込んでいく。一方の翼が損傷を受けて正義を維持できない人は、絶えず脇の方へ落下していく。

裁きの翼を深く傷つけるのは、憐れみ・恐れ・偏愛・憎しみ・約束・贈り物・妬み・愚かさである。これらが原因となって、正義が裁きの場から遠くへ投げ捨てられ、その結果として支配者はしてはならぬことをしてしまう。

しかし、憐れみのために裁きを損じてはならぬが、人は当然ながら憐れみの心を抱くべきだ。さりとは、どうしても改心しようとせず、悪事を続けて犯す人がいれば、憐れみの心を抑制してその悪人を善良な人々から遠ざけるのが分別である。全部を失うよりも、一部を失う方がまだましだ。例えば、一頭の獐猛な羊が他の羊をすべて食い殺すようなことがあれば、百姓はその羊を生かしておかぬであろう。正しい裁きを行おうとする支配者もまた、同

じように振る舞うべきだ。たとえば三人もの善良な命を簡単に奪う悪人を、支配者は憐れみの心から許すことがあってはならぬ。

毒矢で手を射られ、その毒が心臓にまわるとわかったら、人は自分の手を切り落としたいと願う。手を切り落とすことがどれほど辛くても、命を失うよりは手だけを失う方がましだ。正しく裁こうとする支配者も、それと同じようにするのがよい。どれほどの悪人であっても、その人に対して裁きを行う場合には、支配者は憐れみの心を持たねばならぬが、さりとて憐れみが過ぎて、裁きをやめることがあってはならぬ。罰を下さねばならぬ悪人に対しても、その人間性を憐れむのは望ましいことだが、しかし見事な裁きを行うためには、猛々しい狼のごとき審理をすべきである。そのように厳正に裁く人は、自分がなすべきことをただ裁きのためにのみ行うので、必ずや神の寵愛を得る。しかし、憐れみの心を抱いているからといって、笑顔を見せながら裁きを行おうとする人は、本来行うべき裁きができない。他の人の死を見て幸福を感じる人に対しては、神もまた思いやる心を忘れる。

裁きを行う人は、正義以外の知恵を欲しがらないようにし、裁きの場では怒りから自分をしかと守るべきだ。怒りをもって裁きを行おうとする場合には、裁きが復讐に変わっており、自分の清き裁きを怒りによって大いに汚す。過不足なく正しく裁こうとするなら、臆病からも怠惰からも自分を守るべきである。それらから自分を守りつつ国を平和にしようとする支配者は、泥棒自身を裁くよりも、むしろ泥棒の養親を裁くべきである。養う者がいなければ泥棒は生きられず、得意な技の見せようもないからだ。

### III.

第三節で詩人は、恐れ・臆病・贈り物・偏愛が、裁判官からどれほど分別を奪い去るか、また裁きをどれほど偏ったものにするかを説く。裁きを行う

場合、恐れと臆病を確実に遠ざけようとする人なら、獅子の心をすっかり身に備えなければならぬ。贈り物と偏愛が分別を変貌させることがないように自分を守る人は、驚の目を持たなければならない。驚は太陽の輝きが眩しくても、目がたじろぐことはない。また偏愛の光が、正義の目をくもらせることがあってはならぬ。何が正しいか、あるいは何が正しくないかを確実に見ることができるような目で、つまり公平な感覚を失わない目で、しかと贈り物を見るべきだ。それができれば、驚の目を持っていると言ってよい。従って獅子の心と驚の目は、裁きの場で裁判官の翼が引き裂かれられないようにはからってくれる。恐れ・偏愛・贈り物を無視できる人は、約束・憎しみ・妬みをいつも看過できる分別を持ち合わせている。

daz recht sol zwei vetich hân,  
geistlich und werltlich geriht.  
hât ez diu zwei vetich niht,  
sô wizzet daz daz recht lit  
underm unreht zaller zit.<sup>8</sup>

[正義は二つの翼を、つまり宗教的な裁きと世俗的な裁きを持つべきである。もし正義がその二つの翼を持つのでなければ、正義はいつも不正に屈する。]

世俗的な裁きが宗教的な裁きを見捨てる以前は、正義はこの世のどこでも立派で正しかった。しかし、まるで半身驚の姿のごとく、前者が後者を見捨ててからは、正義は脆くて弱々しいものになった。それ以来、破門宣告は人々に恐れられなくなっている。それどころか今では、破門宣告されている人が以前よりもっと敬われている。支配者は本来そのように罪深き人に、宗教的な裁きがきわめて重要であることを意識させなければならぬ。今では異



端者の数が驚くほど多い。しかも彼らは、宗教的な裁きを恐れない。そのような異端者らを世俗的に裁きながら、キリスト教を正しく信ずるように宗教的に強制すべきである。必ずしもすべての人々を正しく信仰するように強制するべきではないということを、正しく理解できない人は多分次のように話すであろう：「ユダヤ教徒がキリスト教徒になろうとしなくても、私たちは彼らをそっとしておいてやろうじゃないか！」<sup>9</sup>この言葉に対する詩人の答えは次のようである：「もし私の子供が私の望む通りにしかるべく生きていこうとしないなら、私はその子をぶって厳しく叱りつけることでしょう。しかし、もしあなたの子供がしかるべき生き方をしようとしなくても、私は思い上がってあなたの子をぶったりはしません。そのような嫉妬は、親であるあなた自身がする方が良いでしょうから。」<sup>10</sup>教会も詩人が言ったのと同じ態度をとるべきである。教会は自らの子を確実に強制すべきであるが、異教徒らについてはその父親（神）に服従させるがよい。ユダヤ教徒はキリスト教会に深く関係していないが、異端者らは確かにかつてキリスト教会の子供であったのだから、彼らをこそ正しく強制し攻め立てるべきなのだ。ひとたび洗礼を受けたら、それ以後はキリスト教会の子供になるので、もし受洗者が教会から脱落しそうなら、正しく立派に行動するよう強制するのはやむを得ない。その場合宗教的な裁きが役に立たなければ、代わりに世俗の裁きが行われるべきだ。

もしロンバルト国が、異端者を釜茹でする術を知っているオーストリアの名君レオポルト殿を王として戴けるなら、どんなに至福の国となるであろう。レオポルト殿は、悪魔に歯をへし折られないようにするために、異端者を十分に柔らかくなるまで煮たり焼いたりした。世俗の裁きと宗教の裁きが相互に補完しあうのでなければ、正義はまるで片翼の鷲のように地に墜ちる。

## IV.

第四節では、詩人の話が無価値・吝嗇・怒り・敵意に移っていく。これら四つのもはこの時代に、世俗の裁きが宗教の裁きに手を貸さないように仕組んでいる。それゆえ正義は、不正に席を譲らざるを得ないので、その振る舞いもひどく邪悪なものになる。敵意は大きな無価値に由来するので、他の人に敵意を抱くことで自分が劣等に思える。怒りはしばしば貪欲に由来するので、他の人が財貨をたくさん獲得すれば、怒りがこみあげてきてひどく苦しむ。四つのは、人と人との間に憎しみを生む。

聖職者と俗人の間には、いつも敵意と怒りが横たわる。相手側の方がいい思いをしていると、両者とも勝手に思い込んでいる。聖職者は嘆く：「騎士は美しい奥さんを持ち、好きなときに暇つぶしができ、いつも馬上競技で大きな喜びを得ている。」<sup>11</sup> そのように考えるところから、聖職者の心にしばしば敵意が生まれる。それと同様に、聖職者の快適な暮らしよりは、騎士に敵意を抱かせる。それに対して、欲望は聖職者の心に怒りを生む。教育のない騎士が、教育を十分に受けた聖職者よりも多くの財貨を獲得すると、聖職者は辛い思いに耐えられず激しく怒って言う：「私がこれまでやってきた学問の苦勞は、すっかり無駄になった。いったい何のために私は学問をしてきたのか。」<sup>12</sup> このように考えさせているのは、まぎれもなく欲望である。それに対して俗人も腹を立てて言う：「私が主君に仕えて得られるものは無駄だ。私が十年以上かけて手に入れたものよりもっと多くのものを、坊主はたったの一日で獲得する。私の主人への奉仕はすっかり無駄になった。何もしなくても、坊主には財貨がたんまり転がり込んでくる。」<sup>13</sup> 怒りと敵意はいつも、両者に大きな憎しみをもたらしている。それゆえ正義は不正に変わり、曲がったものが真っ直ぐだと見なされる。これは宗教の裁きと世俗の裁きが助け合わないことに起因しており、両者の間にある敵意・怒り・憎しみが、そ

のような状況を作っている。

聖職者と俗人は互いの憎しみのせいで、心の目がすっかり見えなくなった。それゆえ、罵り合うという婦人たちの習慣を、両者とも身につけた。これは全く分別を欠くところから生じている。むげに争いを好む人、自分の敵意に気がつくほど酷い振る舞いをする人は、宮廷人の心を持っていない。他の人を叱責しようとする人は、そうする前にまず自分自身に叱責すべき点がないかどうか熟慮すべきである。他人の欠点には簡単に気づくものだが、それと同じように自分の無作法や変節に早く気づく人は、有能かつ賢明であり宮廷的でもある。多くの不徳が宿っている人は、自分自身のそれに気づかないものだが、それでいて他人の行動にはうるさく、絶えず非難したがらる。他人の無作法に気づく人は、自分の怠惰にも気づくべきだ。自分が怠惰でないことに気づいてもそれで良しとせず、怒りや酩酊、吝嗇や貪欲、自墮落や思い上がりの心なども、自分の心の中にないかどうか反省すべきである。そのような反省のできる人は、正しい振る舞いをしている。他の人を、多くの悪事を犯しているという理由で叱責する人は、自分も何か不正をしていないかと反省し改めるべきだ。他の人の怒りを叱責しても、自分に思い上がった心があるなら、その叱責は台無しになる。思い上がった心が怒りを生むからだ。他の人の酩酊を叱責しても自分が墮落しているなら、常に酩酊のそば近くにいることになる。四つの不徳、つまり酩酊・自墮落・怒り・思い上がりは、いずれも似たりよったりの行動をとる。これら四つの不徳は、完全に狂気の子供であるからだ。

宗教的な裁きと世俗的な裁きの原則について言えば、両方の裁きができる権限を有する人を除いて、前者の裁きをする人は後者の裁きをしてはならず、また同様に後者の裁きをする人は前者の裁きを手がけてはならぬ。世俗の人が思い上がって宗教的な裁きをしたり、宗教的な権限を求めたりすれば、たちまちその人に不幸が訪れる。そのことを理解させるために、詩人は聖書の

中に描かれた事件を援用する。あるとき 250 名の世俗の人々が、あつかましくも聖職者とは違ったやり方で神に奉仕しようとした。思い上がった彼らは、自分たちは大司教アーアローン（Ārôn）と肩を並べられるほど善良だと主張した。聖書によれば、この俗人たちは白い宗教服を身にまとい、それぞれが提げ香炉を手にもって、勝手なやり方で神に奉仕しようと祭壇の前に進み出ると、全員が火に包まれて焼死した。世俗の人々が僭越に宗教的な権限を得ようとする、どんなに大きな不幸に見舞われるかの例えである。

もし大司教が大侯であるなら、毎日世俗的に人々を導く助けのできる裁判官を擁していなければならぬ。支配者たる者は怠惰であってはならず、裁きを行いながら国中を見回って、誰が何をしているかをすっきり把握しておくべきだ。しかる後に領民の行いに応じて褒美や罰を正しく与えるなら、支配者としての心ばえを維持していることになる。支配者の目と心は、支配している国よりも大きくなければならぬ。国のすべてを手中におさめることによって、悪党どもを押さえ込み善人たちを自分の方へ引き寄せる。

支配者はさながら鷲のように振る舞わなければならない。鷲は年をとると、太陽に翼を焼かれるほど高い所を飛翔する。その後鷲は太陽から離れて泉の中に飛び込み、すっかり新しい体に生まれ変わると言われる。領国や領民を十分に統治できない支配者はこの鷲と同じように、謙虚・折り・善意をもって自分を神の方へと高め、生まれ変わってから正しく国を統治するがよい。神への恐れは愛から生まれる。神を畏怖する人は、すべての人から恐れられる。神の力を恐れない傲岸不遜な人は、この世の一切のものを恐れることになる。恐れのために裁きをやめる人は、神を信頼していない。正義を求め神に従おうとする人には、どのような人も逆らうことはできない。正義を捨てることは、神を十分に畏敬していないことを意味する。

der wirt selten überkommen,  
des ich noch habe vernomen,  
der sin recht mit diumuot wolde  
nâch got wern, als er solde.  
idoch möht man mit übermuot  
sin recht machen niht ze guot.<sup>14</sup>

[神の御心に従って謙虚に、正義をなすべきように守ろうとする人は、打ち負かされることが決してない。そのことを私はまだ聞いて知っている。しかし、思い上がりの心をもってすると、自分の正義を良きものにすることはできないであろう。]

ここで詩人は、また聖書から説得の材料を持ち出して、ユーダス・マッカベウス (Jüdas Maccabéus) の思い上がった態度を批判する。マッカベウスはわずかの援軍を引き連れて、しばしば敵の大軍勢を打ち破ったが、しかし最後には打ち殺された。敵のもとから決して逃げようとしなめという名声を、不遜なことにあまりに強く望んだからであった。正義に虚栄心が加わると、その正義は大きな損害を被る。名声など求めずにただ正義のためのみ戦う人は、神によって強固に守られるので、打ち殺されることはありえない。ヨナタス (Jonathas) とその仲間が敵の大軍勢を潰走させたのは、思い上がりの心を持っていなかったからだ。ゲーデオーン (Gèdeôn) が少数の家来を引き連れて敵の大軍を打ち破ったのも、同様の理由からだ。このように、ひとえに正義を求める人には誰も抵抗できないということを示す例は、聖書の中に数多く描かれている。正義を求めたことで財貨と名誉を神から贈られた人は、自分の国をしかるべく統治できなくとも、何も恐れるには及ばぬ。それに対して、思い上がって神の御心に反する行動をとる人は、あらゆる点で下僕に従わざるを得ず、またいとも簡単に失敗を重ねる。

思い上がって神に反抗を企てるような人は、獅子を模範にすべきである。狩人が獅子を追って行こうとすると、獅子は鋭くその気配を感じ取り、自分の足跡を尻尾で完全に消し去る。支配者も同様にすべきであって、自分の罪を悔悛と善行とによってすっかり消し去るべきだ。主君のせいでは領民たちが抵抗する場合、主君は領民たちとの和解を考えるより先に、まず神との和解をはからなければならない。そうすれば領民たちを確実に支配できる。獅子は復讐を目指しながらも、怒りが思うように心に充満しないときには、敢えて尻尾を打ち付けて自分を苦しめる。支配者も同じように振る舞うべきだ。まずは自分を苦しめ、しかる後に自分に抵抗する者に向かうべし。鷲はくちばしを新しくしようとする場合、自分のそれをすっかり折ってしまう。主君も鷲と同様の振る舞いをすべきである。主君は皆に話した役立たずなことを、さながら鷲のくちばしのように、立派な振る舞いによって打ち砕くべきだ。そのようにして主君が神からの命令を果たすのであれば、自分のくちばしをすっかり新しくして、そのくちばしで家来たちを正しきことへ、そして神のもとへと導いていくことが可能になる。

## V.

第五節では、支配者はともすれば焦りがちになるが、決して急ぐことなくゆっくり時間をかけて、他の人の言葉に注意深く耳を傾けるようにと教える。焦ることなくゆっくりと助言を得てから行動するのでなければ、確実になしうることは何もない。助言を得ずに行動したがる人は、しばしば悲しい気持ちを抱くという結果を招くが、その反対に助言を得てから行動する人を、その行動が悲しませることは決してない。すすんで助言を聞くべき理由は三つある。まずはそれぞれ見る対象が異なる。次に、異なった見方は他の人の助けとなる。更に、助言を受けたにもかかわらず失敗した場合には、幸いにも

助言をしてくれた人たちが弁護をしてくれる。獅子は誕生後まる三日間眠り続け、三度目の陽光が射した後で、父親がその獅子を起こすと言われる。支配者も獅子と同様の行動をするべきだ。正しい分別を持っている支配者はゆっくり時間をかけ、助言について三つの点に留意すべきだ。まずは自分に助言してくれることに、注意深く耳を傾けること。次に、どの人がより良い助言をしてくれたのかを吟味すること。更に、その助言を受けてから、どのように行動すべきかを熟考すること。正義は助言した後で、支配者を早速行動へと目覚めさせなければならない。ちょうど三日後に獅子が目覚めさせられるように。助言する人が貧乏人であれ金持ちであれ、若者であれ老人であれ、どの人にも同じように耳を傾けるべきだ。金持ちが良い助言をせず、貧乏人が素晴らしい助言をしてくれることもある。分別は財物の中ではなくて、心の中にあるからだ。一般に貧すれば鈍すると言われるが、しかし貧乏人と金持ちは、分別の点では本来平等である。往々にして商才に長けている人が、それに見合った大きな分別を持っていない。才覚ある人を遠くに求めずとも、適確な助言を与えてくれる貧乏人が身近にいる。分別を備えているはずの老人が、まるで若者のように未熟であり、その逆に若者でも、非常に賢い場合がある。

名誉と称賛を得ようとする人は、若者・老人・貧乏人・金持ちの誰からも平等に助言をあおぎ、誰が最も適確な助言をしているか、時間をかけてゆっくりとそれを熟考するがよい。支配者は、自分がどの助言に従うのかを、あまり早く明かすべきではない。従おうとする助言を明かすまでは、自分がその助言を支配している。しかし、ひとたびその助言を明かせば、自分自身と自分の心が助言に支配され、助言の家来にならなければならない。また実際に行動を起こしてみた人から、ふさわしい助言を求めるのがよい。そうすれば支配者は、自分が先にその行動を試みる場合よりも、損害を少なく済ませることができる。更に他の人の考えを尋ねてみるのを、決して恥ずかしがって

はならぬ。恥ずかしがって尋ねることをしない人は、わけが分からないままに愚かな振る舞いをするので、更にいっそう恥じ入ることになる。

Ein junc man der merken wil  
aller slaht, der mac vil  
mêr lernen n einem jâr  
dan ein alt man, daz ist wâr,  
habe gelernet gar sîn leben,  
der sich der trâkeit hât gegeben.<sup>15</sup>

[あらゆることに心を留めようとする若者は、怠惰に身を委ねた老人が全生涯にわたって学んだものよりも、はるかに多くのことを一年で学び取ることができる。]

教えに従う貧乏人もまた同様に、儲けに自分の分別を委ねた金持ちよりも、もっと多くの事柄を学ぶことができる。支配者は先入見を捨てて様々な人々から意見を聴取し、賢い人と愚かな人を明確に区別すべきだ。そのために領民たちを、皆詳しく吟味するがよい。良い草はしばしば茨によって押し拉がれ、茨の陰に隠れて見えなくなる。それと同様、無能な金持ちが賢い貧乏人を押し拉ぐ結果、賢い人が見逃されることが少なくない。良い草を求め邪な茨を刈り取るのは、有能さであり分別である。ところが賢明な貧乏人が愚かな金持ちの傍にいと、人は往々にしてその貧乏人の言うことを聞こうとしない。木彫りの人物像が金や宝石で飾られていると、人はその金や宝石に目を奪われて、木に彫られた人物そのものを見ようとしなくなる。賢明な支配者は、自分に敢えて苦言を呈してくれる人を勇気づけるべきだ。勇気づけられずにビクビクしながら助言しても、良い助言はできないからである。支配者の意に沿う助言をしようとする人は、好ましい助言者ではない。心卑し



い主人の気持ちに沿う助言をする人は、主人を地獄の業火の中へと突き落とす。助言をする人は、あせってすべきではない。助言が緊急に必要なければ、助言を求めて来た人自身にじっくりと考えさせるのがよい。あせって見つけるよりも、ゆっくり時間をかけて見つける方が、より良い助言を見出せる。十分に時間をかけて立派な助言をもらい、自分がなにをしたいのか熟考したら、さっさとそれを実行しなさい。長い時間をかけて吟味した助言と、その助言に従って即座にとりかかる実行は、いずれもその正当性を有する。

支配者は助言を求めている間、的外れなことに注意を払わないようにすべきだ。それに対して助言者は支配者に、これ以上役立つものはないと断言できる最高の助言をすることが要求される。他方、求めてもいないのに勝手にしたがる助言には、その人の誠意が伝わってこない限り十分に注意せねばならぬ。助言者は問いをかけられる時、相手の方がもっと賢明であることが分かったら、答えを与えてはならぬ。自分より賢い人を敬うのが、備えるべきたしなみであり表すべき敬意であるからだ。助言者は自分だけが抜け駆けをしようとせず、他の助言者にも自由に助言をさせて、答えを急ぎ過ぎないようにせよ。助言者たちは、中の一人が良い助言をできたら、もはや互いに争ったりすべきではない。

## VI.

第六節では、支配者が正しい裁きをするためには名誉欲や物欲を捨て、むやみに脅しをかけないようにすべきことが説かれる。助言がなければ取るに足りない裁きでも、詩人が薦めた通りにすれば見事に裁くことができる。正しい裁きをしようと思うなら、功名心を捨てて裁くべきであるという教えも重要である。裁きは常に正しくなければならず、正義のためにする以外の裁きは決して裁きとは呼べない。裁きが愛や親しさのために行われると、それ

は本来の力を発揮できない。功名心のために行われても、立派な裁きはできない。功名心のために立派な生活を捨てる人は、最もつまらないもののために最も偉大なものを捨てる人である。立派に裁けば裁くほど、いっそう見事に正義を汚れから守ることができる。上質の毛織物には汚れが全く似つかわしくないように、立派な行為には名誉欲が不似合いである。更に、利益を得ようとして裁きを行うことも慎まねばならぬ。正義を守るためではなく、財貨を得るために泥棒を裁いて縛り首にする人は、不当な振る舞いをしている。厳粛な裁きの時に、泥棒にもやむを得ない事情があったのだと、情をかけて正義をゆがめることがあってはならぬ。裁かれる人の勝手な正当性を認めてやることは、大いなる不正である。しかるべき裁きとは違った裁きを行えば、それは確かに正義を不正にする。

更に詩人は、支配者たる者はむやみに威嚇をするべきではないと教える。たとえば稲光の後に雷が落ちるので、人は稲光を見るとすぐに恐れを抱く。稲光の後でいつも落雷が起こるなら、人は本来の恐れ以上に稲光に恐れを抱く。しかし稲光が生じても落雷が起こらないことを確信するようになれば、人はそれを全く恐れなくなる。威嚇はしても制裁をしない支配者についても、同様のことが言える。

sîn drôn mir sicherheit gît,  
 swer âne werc dreut zaller zît,  
 wan er tuot drônde ûf vi l gar  
 daz er mit werc niht tuon getar.<sup>16</sup>

[いつも制裁をせずに威嚇するだけの人の脅しは、私に安心を与えてくれる。というのは、その人は敢えて制裁をしないということを、威嚇しながらすっかり暴露しているのだから。]

ここで詩人は別の例え話を引いて、聴衆の理解を深めようと企てる。あるとき緑深い草地に、耳の長いロバのバルデヴィーンがいた。楽しく飛び跳ねて歌をうたうと、その音や声が森中に響きわたり、森に住む野獣たちはそれを恐れ嫌がった。するとライオンが野獣たちのもとへ走ってきて、皆を慰めて言った。早速斥候を派遣して、その轟きの主が誰なのかを探ろう。もし自分たちの命が危険に晒されるようなら、命乞いをしてその怪物に服従を誓うことも辞さぬ。偵察のために狼が遣わされ、恐る恐るバルデヴィーンに近づいていった。怪物が襲いかかってきたら、すぐに茂みに逃げ込める体勢をとりながら。狼は、狩の獲物として追われているのでなければ、決して臆病風を吹かせて逃げてはならぬとの父の教えを守り、その怪物の尻に噛みついた。森中に響きわたる轟きの主が反撃してこないで、狼は前からも後ろからも噛みついた。それでも全く反撃してこない様子を見てとった狼は、怪物をそれ以後少しも恐れなくなった。森の野獣たちにその経緯を話すと、最も臆病な兎でさえもバルデヴィーンを恐れなくなった。それゆえ立派な人は、バルデヴィーンのやり方を踏襲してはならぬ。制裁を伴わぬ裁きで脅そうとしても、効力を発揮することはない。威嚇された人が相手のやり方を見透かすと、もはやいっそう恐れなくなるからだ。稲光と落雷に対する態度と同様である。支配者は、バルデヴィーンが森の中で激しい轟きを放ったように、初めからあまりに激しく脅しにかかってはならぬ。その後で威嚇に相応しい厳しい裁きを行わなければ、支配者は哀れなほら吹きとして名誉をすっかり失ってしまう。脅しのための脅しを幾度も繰り返す人は、次第に恐れられなくなる。従って、支配者はいつも心楽しくして、できる限り威嚇を少なくするよう努めるがよい。この例え話から、また別の手本を学ぶことができる。つまり不当な攻撃に対しては、初めにしっかりと反撃しておくべきことを。狼に噛みつかれたバルデヴィーンは、反撃しなかったがゆえに見下された。悪人は狼と同じ行動をする。悪人が行う不正に対して初めに厳しく罰するのでなけれ

ば、悪人はどこにおいてもあつかましく振る舞いがちだ。しかし必要がないのにもいつも威嚇してばかりいると、その必要が生じた時に肝心の威嚇は無効になる。

## VII.

第七節で詩人は、最後にもう一つ助言をしておきたいと言う。正義とは対極にある不正がどのようなものであるか、それを防ぐにはどうしたらよいかを説く節である。当然のことながら、人は言われることをすべて鵜呑みにしてはならぬ。嘆く必要のないことを嘆く声も、よく耳に入ってくるからだ。他の人の不平をすぐに信じるのではなく、その嘆きが必要に迫られているかどうかを、厳しく吟味できなければならない。誰の話でもすぐに信じたがる人は、自分が不正に身を染めていることに気づくべきだ。

jâ ist drier slahte unreht:  
 einz daz man ân sîn wizzen tuot,  
 daz ander mit gewizzem muot,  
 daz dritte daz man wert niht:  
 wan swem unreht geschicht,  
 swer im dan niht helfen wil,  
 der tuot im selben unrehtes vil.<sup>17</sup>

[そもそも不正には三種類ある。自ら知らずに行う不正、知っていながら行う不正、不正を阻止しない不正。最後の不正は、不正を被る人を助けてあげようとしなければ、自分自身に多くの不正を行うことになるからだ。]

自ら知らずに行う不正は、愚かさやせっかちから生まれることも多いが、しかし怠惰から生まれることが最も頻繁である。それはまた、怒りと憎しみからしばしば生まれ、更に愛から生まれることすらある。人の話をどのよう  
に信じたらいいのか、また誰を本当に信じるべきなのかを十分に考量できないのは、愚かさから生じることである。信じ込みやすい自分を抑制できないのは、大きな愚かさから起こるゆえ、それはまたせっかちからも生じると  
言ってよい。自分自身を守ろうとしないのは、人の話をよく聞かないうちに  
信じてしまうところに起因するので、それはまた怠惰から生じると考えてよ  
い。この不正は、人が生まれつき持っている怒りから起こることも多い。更  
に憎しみからも生じるので、敵が不当なことを犯したとすぐに信じたがる。  
それは往々にして愛からも起こるので、泥棒と懇意な間柄の人は泥棒の言う  
ことも信じる。このように説く詩人はここで、信じがたいほどのきわどい助  
言を与える。自ら知らずに行う不正を行った支配者は、そのことに気づかない振  
りをするのがよいが、しかしそれに対する償いはすぐに敢行すべきであると。  
為政者が自分の不正に気づいて許しを懇願するようなことがあれば、民衆は  
危険な存在になる。子供を叱り殴った後、あまりに早くその子供をちやほや  
してはいけないのと同様である。

分かっているながら不正を行うのは、自己に欲望・恐れ・虚栄心・敵意・妬  
みがあるからだ。財貨を激しく欲求するとき、自己の欲望のために不正を犯  
し相手に苦しみを与える。権力や財産の点で自分と肩を並べるほど出世する  
人に対して、足を引っ張るような不正を行うのは恐れがあるからだ。非がな  
い人に不当な苦しみを与えるのは、虚栄心があるからに違いない。予想を超  
えるほど大きなことができる自分を、もっとよく知ってもらいたがるのは、  
虚栄心による行動である。不正な行いは、敵意や妬みからも生まれる。

不正を阻止しようとしなくても、また不正な行いである。これは怠惰から  
生じる不正で、苦しみを避け何も消耗したくない気持ちから起こる。相手に

敵意を抱かれないがゆえに、不当な行為を阻止せずにそのまま相手に許すことがある。自分のことにかまけたり、怠惰や敵意を抱いたり、支出や苦しみ避けようとする気持ちゆえに、隣人たちが被る不当行為や苦しみを黙認するのは、思慮分別の欠けた行いである。たとえ裁く力がなくても、本来なすべきことをしてあげたいという心さえあれば、助言や他の方法で助けることができる。正義を助けようしない人は、かけがえのない老いた親を放置しておくのと同じで、大きな罪を犯すことになる。助ける力を持っている人は誰でも、正義を得られるように手助けをする義務を負う。怠惰を理由に正義を見捨てることは許されない。たとえば自分の家の隣が燃えているとき、それに無関心でいられるほど怠惰な人はいるはずがないからだ。

詩人はこの「第九の書」で、正しく統治しようとする支配者は、どのような心がけで統治すべきであるかということをも recht の面から考究し、多様な比喩を用いながらそれを詳細に説いた。そして最後に、天国へと続くはずの道が歩きやすく平らになるように、私たちが正義に従うことを可能にしたいと、神に懇願する言葉で結ぶ。この書で正義について述べた後、詩人は次の「第十の書」で、milte（気前よさ）について説く。<sup>18</sup>これは老年においても若年においても、財貨を人に分かち与えることも、自分のものとしてとっておくことも可能にする徳操である。詩人にとって最も重要な徳操 milte を、正義について説いた後で詩人に取り上げるよう強く警告したのは、他でもない recht であった。

〈注〉

1. Cl. Frhr. v. Schwerin (hrsg.): Sachsenspiegel (Landrecht), Stuttgart, 1987, S. 19
2. Ebd. Sachsenspiegel, S. 14
3. Joachim Bumke: Höfische Kultur, Literatur und Gesellschaft im hohen Mittelalter, Bd. 1, München, 1986. S. 34f.
4. Hans Böhm (hrsg.): Die Gedichte Walthers von der Vogelweide, Berlin, 1964. S. 21ff. 解釈に際して参考にした文献は次の通りである。  
Hugo Kuhn (hrsg.): Walther von der Vogelweide, Gedichte. 13. Auflage, Berlin, 1965.  
Wilhelm Willmanns/ Victor Michels: Walther von der Vogelweide. Germanistische Handbibliothek II. 2. Auflage. Halle, 1916.  
Peter Wapnewski: Walthter von der Vogelweide, Gedichte. 4. Auflage, Frankfurt am Main, 1965.  
Hennig Brinkmann: Studien zu Walther von der Vogelweide. In: Beiträge zur Geschichte der deutschen Sprache und Literatur 63 (1939).  
Olive Sayce: Poets of the Minnesang. Oxford, 1967.
5. Helmut de Boor/ Richard Newald (hrsg.): Geschichte der deutschen Literatur. Bd. 2, Die höfische Literatur, München, 1953. S. 403ff., 413ff.  
Christoph Cormeau (hrsg.): Thomasin von Zerklære. In: Die deutsche Literatur des Mittelalters, Verfasserlexikon, 2. Auflage, Bd. 9, Berlin, 1995. Sp. 896-902
6. Heinrich Rückert (hrsg.): Der Wälsche Gast des Thomasin von Zirclaria. Berlin, 1852 (Nachdr. 1965), S. 337 (V. 12375-12377).  
F. W. von Kries: Thomasin von Zirclaria "Der Welsche Gast" Bd.1-4 (GAG 425 I-IV), 1984-85 も参照。
7. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12465-12468
8. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12624-12628
9. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12657-12658
10. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12660-12666

11. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12715-12719
12. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12728-12729
13. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12732-12738
14. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 12915-12920
15. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 13101-13106
16. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 13257-13260
17. Ebd. Der Wälsche Gast, V. 13430-13436
18. 細谷／高岡／仙葉共編：『言語と文化の饗宴』英宝社 2006年3月、  
S. 19-36. 尾野照治著「ドイツ中世における最も重要な徳操 milte」この論考で  
筆者は、中世盛期、12・13世紀のドイツで、ヴァルターをはじめとしてすべ  
ての叙情詩人・叙事詩人が、皆そろって大きな敬意を表した徳操のミルテにつ  
いて、聖職者でかつ教育詩人であるトマジンの詳細な説明を吟味した。